

半期報告書

(第146期中)

自 2025年4月1日

至 2025年9月30日

株式会社高知銀行

目次

	頁
表 紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1. 事業等のリスク	3
2. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3. 重要な契約等	10
第3 提出会社の状況	11
1. 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	15
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	15
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(5) 大株主の状況	16
(6) 議決権の状況	18
2. 役員の状況	19
第4 経理の状況	20
1. 中間連結財務諸表	21
(1) 中間連結貸借対照表	21
(2) 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書	22
中間連結損益計算書	22
中間連結包括利益計算書	23
(3) 中間連結株主資本等変動計算書	24
(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書	26
2. その他	60
3. 中間財務諸表	61
(1) 中間貸借対照表	61
(2) 中間損益計算書	63
(3) 中間株主資本等変動計算書	64
4. その他	72
第二部 提出会社の保証会社等の情報	73

・ 中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月21日
【中間会計期間】	第146期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 河合 祐子
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【電話番号】	高知（088）822－9311（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営統括部長 植田 伸一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町3丁目10番7号 株式会社高知銀行東京事務所
【電話番号】	東京（03）3865－1781
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 高橋 輝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社高知銀行東京支店 （東京都千代田区岩本町3丁目10番7号） 株式会社高知銀行松山支店 （愛媛県松山市南堀端町5番地5） 株式会社高知銀行徳島支店 （徳島県徳島市東船場町2丁目32番地） 株式会社高知銀行大阪支店 （大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号） 株式会社高知銀行高松支店 （香川県高松市築地町16番17）

（注）松山支店、徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2023年度中間 連結会計期間	2024年度中間 連結会計期間	2025年度中間 連結会計期間	2023年度	2024年度
		(自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日)	(自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日)	(自 2025年 4月1日 至 2025年 9月30日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)	(自 2024年 4月1日 至 2025年 3月31日)
連結経常収益	百万円	11,438	12,276	13,620	22,990	23,479
連結経常利益	百万円	980	1,418	705	1,952	1,224
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	757	950	218	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	1,251	860
連結中間包括利益	百万円	△1,000	△846	1,698	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	2,638	△7,388
連結純資産額	百万円	58,483	60,899	55,676	61,961	54,158
連結総資産額	百万円	1,127,622	1,151,503	1,162,081	1,142,308	1,153,492
1株当たり純資産額	円	4,778.10	5,008.98	4,469.01	5,115.28	4,347.89
1株当たり中間純利益	円	69.09	88.05	15.74	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	111.96	73.43
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	18.93	57.30	11.72	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	41.56	51.95
自己資本比率	%	4.89	4.99	4.48	5.13	4.39
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△32,868	21,013	20,005	△22,071	25,860
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,017	△9,563	△25,626	△5,936	6,279
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△17,545	△215	△180	△17,707	△413
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	53,863	73,814	88,506	62,580	94,306
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	746 [308]	743 [302]	744 [287]	726 [308]	721 [303]

(注) 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近 3 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第144期中	第145期中	第146期中	第144期	第145期
決算年月		2023年 9 月	2024年 9 月	2025年 9 月	2024年 3 月	2025年 3 月
経常収益	百万円	8,783	9,542	9,889	17,474	17,841
経常利益	百万円	922	1,282	570	1,617	1,059
中間純利益	百万円	742	903	177	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	1,140	790
資本金	百万円	15,444	15,444	15,444	15,444	15,444
発行済株式総数						
普通株式	千株	10,244	10,244	10,244	10,244	10,244
第 2 種優先株式		680	680	680	680	680
純資産額	百万円	53,075	55,129	49,747	56,230	48,325
総資産額	百万円	1,116,658	1,140,921	1,152,050	1,131,952	1,142,700
預金残高	百万円	1,023,118	1,018,740	1,016,680	1,029,036	999,797
貸出金残高	百万円	749,230	740,451	735,821	750,734	748,907
有価証券残高	百万円	295,082	306,589	310,658	298,667	283,632
1 株当たり配当額						
普通株式	円	10.00	10.00	10.00	25.00	25.00
第 2 種優先株式		87.50	87.50	87.50	175.00	175.00
自己資本比率	%	4.75	4.82	4.31	4.96	4.22
従業員数	人	713	710	712	694	688

(注) 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間のわが国の経済は、アメリカの通商政策等による影響が一部にみられるなか、生産は横ばいとなり、個人消費は物価上昇により消費者マインドの改善に遅れがみられたものの持ち直しつつあります。また、公共投資は底堅く推移し、設備投資は持ち直しの動きが継続しており、全体としては緩やかな回復の動きとなりました。

当行の主要営業基盤である高知県の経済は、公共投資は横ばい傾向が続いており、生産は一部に弱さがみられたものの、設備投資は持ち直しの動きとなりました。また、個人消費は堅調に推移しており、雇用所得環境も改善しつつあり、全体としては緩やかな持ち直しの動きとなりました。

このような情勢の下、当中間連結会計期間における経営成績は次のとおりとなりました。

経常収益は、割賦収入や貸出金利息等の増加により、前年同期比13億43百万円増加して136億20百万円となりました。一方、経常費用は国債等債券償還損等が減少しましたが、割賦原価や預金利息、与信関連費用等の増加により、前年同期比20億55百万円増加して129億14百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比7億12百万円減少して7億5百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比7億31百万円減少して2億18百万円となりました。

当中間連結会計期間末における財政状態については、総資産は前連結会計年度末に比べ85億円増加して1兆1,620億円となりました。また、純資産は前連結会計年度末に比べ15億円増加して556億円となりました。

譲渡性預金を含めた預金等は、個人預金、一般法人預金等が減少しましたが、公金預金が増加したことから、前連結会計年度末に比べ12億円増加して1兆328億円となりました。一方、貸出金は地方公共団体、運輸業・郵便業等が増加しましたが、製造業、金融業・保険業等が減少したことから、前連結会計年度末に比べ131億円減少して7,324億円となりました。また、有価証券はその他の証券、短期社債、国債等が増加したことから、前連結会計年度末に比べ270億円増加して3,109億円となりました。

なお、セグメント情報における経営成績については、銀行業務での経常収益は前中間連結会計期間比3億47百万円増加して98億88百万円、経常費用は同比10億61百万円増加して93億13百万円、セグメント損益は同比7億14百万円減少して5億75百万円の利益、セグメント資産は同比109億89百万円増加して1兆1,519億59百万円、セグメント負債は同比165億19百万円増加して1兆1,019億77百万円となりました。

リース業務での経常収益は前中間連結会計期間比10億4百万円増加して36億15百万円、経常費用は同比9億97百万円増加して34億82百万円、セグメント損益は同比7百万円増加して1億33百万円の利益、セグメント資産は同比10億55百万円減少して113億19百万円、セグメント負債は同比13億3百万円減少して65億17百万円となりました。

クレジットカード業務での経常収益は前中間連結会計期間比9百万円増加して1億95百万円、経常費用は同比14百万円増加して1億94百万円、セグメント損益は同比5百万円減少して0百万円の利益、セグメント資産は同比2億39百万円増加して32億90百万円、セグメント負債は同比1億78百万円増加して21億3百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は前中間連結会計期間比97百万円減少して64億36百万円となりました。これは、国内業務部門で同1億円減少して61億16百万円、国際業務部門で同3百万円増加して3億20百万円となったことによるものであります。

役務取引等収支は前中間連結会計期間比1億41百万円減少して4億82百万円となりました。これは国内業務部門で同1億41百万円減少して4億77百万円となったこと等によるものであります。

その他業務収支は前中間連結会計期間比2億82百万円増加して△3億54百万円となりました。これは、国内業務部門で同1億58百万円減少して△2億50百万円、国際業務部門で同4億41百万円増加して△1億4百万円となったことによるものであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	6,217	316	6,533
	当中間連結会計期間	6,116	320	6,436
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	6,423	337	9 6,752
	当中間連結会計期間	7,282	391	50 7,622
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	205	21	9 218
	当中間連結会計期間	1,165	71	50 1,186
役務取引等収支	前中間連結会計期間	618	4	623
	当中間連結会計期間	477	4	482
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,346	7	1,354
	当中間連結会計期間	1,217	7	1,225
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	727	2	730
	当中間連結会計期間	740	2	743
その他業務収支	前中間連結会計期間	△92	△545	△637
	当中間連結会計期間	△250	△104	△354
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	3,131	0	3,132
	当中間連結会計期間	3,579	—	3,579
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	3,223	546	3,770
	当中間連結会計期間	3,829	104	3,934

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間1百万円）を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は前中間連結会計期間比 1 億29百万円減少して12億25百万円となりました。これは、国内業務部門で同 1 億29百万円減少して12億17百万円となったこと等によるものであります。

一方、役務取引等費用は前中間連結会計期間比12百万円増加して 7 億43百万円となりました。これは、国内業務部門で同12百万円増加して 7 億40百万円となったこと等によるものであります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,346	7	1,354
	当中間連結会計期間	1,217	7	1,225
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	278	—	278
	当中間連結会計期間	307	—	307
うち為替業務	前中間連結会計期間	248	7	255
	当中間連結会計期間	256	7	263
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	328	—	328
	当中間連結会計期間	208	—	208
うち代理業務	前中間連結会計期間	11	—	11
	当中間連結会計期間	12	—	12
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	6	—	6
	当中間連結会計期間	6	—	6
うち保証業務	前中間連結会計期間	12	0	12
	当中間連結会計期間	9	0	9
役務取引等費用	前中間連結会計期間	727	2	730
	当中間連結会計期間	740	2	743
うち為替業務	前中間連結会計期間	20	2	23
	当中間連結会計期間	22	2	25

（注） 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 連結会社間の取引に係る収益・費用につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

国内・国際業務部門別特定取引の状況
該当事項はありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	1,015,864	1,608	1,017,473
	当中間連結会計期間	1,011,997	3,682	1,015,679
うち流動性預金	前中間連結会計期間	583,510	—	583,510
	当中間連結会計期間	572,089	—	572,089
うち定期性預金	前中間連結会計期間	429,137	—	429,137
	当中間連結会計期間	436,589	—	436,589
うちその他	前中間連結会計期間	3,217	1,608	4,825
	当中間連結会計期間	3,318	3,682	7,001
譲渡性預金	前中間連結会計期間	6,300	—	6,300
	当中間連結会計期間	17,200	—	17,200
総合計	前中間連結会計期間	1,022,164	1,608	1,023,773
	当中間連結会計期間	1,029,197	3,682	1,032,879

- （注） 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。
2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
4. 連結会社間の取引に係る債権・債務につきましては、相殺消去のうえ記載しております。

貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金 額（百万円）	構成比（％）	金 額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	736,910	100.00	732,403	100.00
製造業	58,021	7.87	53,708	7.33
農業、林業	2,888	0.39	2,777	0.38
漁業	6,208	0.84	5,279	0.72
鉱業、採石業、砂利採取業	615	0.08	553	0.08
建設業	37,975	5.15	38,762	5.29
電気・ガス・熱供給・水道業	29,169	3.96	28,203	3.85
情報通信業	8,656	1.18	7,754	1.06
運輸業、郵便業	20,372	2.76	28,715	3.92
卸売業、小売業	89,790	12.19	88,069	12.03
金融業、保険業	62,676	8.51	56,643	7.73
不動産業、物品賃貸業	112,906	15.32	115,322	15.75
各種サービス業	105,006	14.25	103,440	14.12
地方公共団体	83,403	11.32	83,629	11.42
その他	119,219	16.18	119,543	16.32
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	736,910	—	732,403	—

（注）「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

預金の増加等により200億5百万円となりました。

（前中間連結会計期間比10億7百万円減少）

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の運用等により△256億26百万円となりました。

（前中間連結会計期間比160億62百万円減少）

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

配当金の支払等により△1億80百万円となりました。

（前中間連結会計期間比35百万円増加）

この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ58億円減少して885億6百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定、経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。また、当行グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題についても、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等（単体）

中期経営計画（2024年4月～2027年3月）の計画数値（K G I）は次のとおりであります。

	2024年3月期	2025年3月期	2025年9月期	2026年3月期	2027年3月期
	実績	計画 実績 (計画達成率)	実績 (計画進捗率) *1	計画	計画
総預金平均残高	10,272億円	10,600億円 10,313億円 (97.3%)	10,495億円 (35.6%) ㉠	10,900億円	11,100億円
貸出金平均残高	7,328億円	7,500億円 7,336億円 (97.8%)	7,424億円 (35.2%) ㉠	7,600億円	7,650億円
有価証券平均残高	2,968億円	3,100億円 3,115億円 (100.5%)	3,180億円 (63.7%) ㉠	3,300億円	3,500億円
コア業務純益 (投信解約損益を除く)	1,631百万円	1,810百万円 2,088百万円 (115.3%)	931百万円 (37.2%) ㉡	2,500百万円	3,800百万円
当期純利益	1,140百万円	720百万円 790百万円 (109.7%)	177百万円 (14.9%) ㉡	1,190百万円	2,090百万円
顧客向けサービス業務純益 *2	△1,068百万円	△1,080百万円 △1,074百万円 (100.4%)	△771百万円 (98.4%) ㉡	△760百万円	10百万円
O H R (コア業務粗利益ベース)	83.8%	86.4% 84.3% (－)	85.8% (－)	82.8%	75.9%
自己資本比率	8.3%	8.7% 8.8% (－)	8.9% (－)	8.6%	8.7%
R O E (当期純利益／株主資本)	2.1%	1.3% 1.4% (－)	0.3% (－)	2.1%	3.7%

*1 計画進捗率の定義は以下のとおりであります。

㉠：2026年3月期計画に対する2024年3月期実績からの進捗率

㉡：2026年3月期計画に対する実績の進捗率

*2 顧客向けサービス業務利益＝貸出残高×預貸金利回り差＋役務取引等利益－営業経費

当中間連結会計期間における進捗状況

2025年度中間期におけるK G Iは、総預金平均残高については金利志向や投資意欲の高まりなどから計画を下回り、貸出金平均残高についても業種や地域ごとの資金需要の違いや渉外総活動時間の不足などから計画を下回りました。また、与信費用が一過性要因により増加したことなどから、収益関係数値も計画を下回りました。各種営業店事務の本部集中化やB P Rにより業務効率化を推進するとともに、本年7月より導入した高知県内4区分化など渉外体制の見直し施策について、よりスピード感をもって推進し、地域の事業者さまや個人のお客さまへのソリューションを強化して地域経済の活性化に貢献するとともに、当行の業績についても挽回に努めてまいります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	9.09
2. 連結における自己資本の額	574
3. リスク・アセットの額	6,320
4. 連結総所要自己資本額	252

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2025年9月30日
1. 自己資本比率（2／3）	8.90
2. 単体における自己資本の額	550
3. リスク・アセットの額	6,174
4. 単体総所要自己資本額	246

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（1998年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2024年9月30日	2025年9月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	39	43
危険債権	260	250
要管理債権	16	7
正常債権	7,267	7,205

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	40,900,000
第2種優先株式	1,000,000
計	40,900,000

（注）当行の発行可能株式総数は、普通株式40,900,000株、第2種優先株式1,000,000株であり、その合計は41,900,000株となりますが、発行可能株式総数は40,900,000株とする旨を定款に規定しております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） (2025年9月30日)	提出日現在 発行数（株） (2025年11月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,244,800	10,244,800	東京証券取引所 スタンダード市場	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
第2種優先株式	680,000	680,000	非上場	(注) 1
計	10,924,800	10,924,800	—	—

（注）1. 第2種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(1) 第2種優先配当金の額

当銀行は、定款第34条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株式を有する株主（以下、「第2種優先株主」という。）または第2種優先株式の登録株式質権者（以下、「第2種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、年率1.75%を乗じて算出した額（ただし、当該基準日が属する事業年度の初日（2023年3月31日に終了する事業年度にあっては2023年3月15日。いずれにおいても同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの期間につき日割計算（1年を365日とし、円位未満は切り捨てる。）により算出した額）の金銭（以下、「第2種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して下記(4)に定める第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。

(4) 第2種優先中間配当金

当銀行は、定款第34条第2項に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「第2種優先中間配当金」という。）を支払う。

(5) 残余財産の分配

①当銀行は、残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。

②第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

(6) 議決権

第2種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(7) 種類株主総会

当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(8) 金銭を対価とする取得条項

①金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2030年3月18日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、第2種優先株主に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第2種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産を第2種優先株主に対して交付するものとする。なお、第2種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

②取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第2種優先株式の取得と引換えに、第2種優先株式1株につき、第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間につき当該事業年度における第2種優先配当金の額を日割計算（1年を365日とし、円位未満は切り捨てる。）して算出される額を加算した額の金銭を交付する。ただし、取得日の属する事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対して第2種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(9) 普通株式を対価とする取得条項

①普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、2033年3月16日（以下、「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日までに当銀行に取得されていない第2種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかる第2種優先株式を取得するのと引換えに、第2種優先株主に対し、その有する第2種優先株式数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第2種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記③に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

③下限取得価額

下限取得価額は、505円とする（ただし、下記④による調整を受ける。）。

④下限取得価額の調整

イ. 第2種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下、「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限取得価額} = \text{調整前下限取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記ハ、(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本④において同じ。）その他の証券（以下、「取得請求権付株式等」という。）または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 株式の分割をする場合
調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数（ただし、基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。
- (iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記ニ、に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ、(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）
調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。
上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。
- (iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ、または下記ロ、と類似する希薄化防止のための修正を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下、「修正日」という。）における修正後の価額（以下、「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合
調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降、これを適用する。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後下限取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ、に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数（ただし、効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、当銀行の取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

ハ. (i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。なお、上記5連続取引日の間に、下限取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限取得価額は、本④に準じて調整する。

(ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ. (i)ないし(iii)に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ. およびロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

(iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり払込金額」とは、上記イ. (i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ. (ii)および(vi)の場合には0円、上記イ. (iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ. (iii)ないし(v)および上記ハ. (iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ. (v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ. (i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 下限取得価額調整式により算出された上記イ. 柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

⑤合理的な措置

上記③および④に定める下限取得価額は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 株式の分割または併合および株式無償割当て

①分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第2種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第2種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(11) 単元株式数

第2種優先株式の単元株式数は100株とする。

(12) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(13) その他

上記各号は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年9月30日	—	10,924	—	15,444	—	7,651

(5) 【大株主の状況】

①所有株式数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数 に対する所有株式数の割合（%）
技研ホールディングス株式会社	東京都千代田区神田東松下町17	1,596	14.67
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	453	4.16
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	284	2.61
株式会社ヨンキュウ	愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235	208	1.91
四国総合信用株式会社	香川県高松市古新町1番地7	206	1.89
株式会社技研製作所	高知県高知市布師田3948番地1	199	1.83
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	142	1.30
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	110	1.01
株式会社豊和銀行	大分県大分市王子中町4番10号	102	0.94
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番地1	95	0.87
計	—	3,397	31.24

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行（信託口） 284千株

2. 上記の発行済株式より除く自己株式には、業績連動型株式報酬制度に関する株式会社日本カストディ銀行（信託口）が所有する当行株式は含まれておりません。

3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

②所有議決権数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合 (%)
技研ホールディングス株式会社	東京都千代田区神田東松下町17	15,960	15.76
高知銀行持株会	高知県高知市堺町2番24号	4,530	4.47
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	2,842	2.80
四国総合信用株式会社	香川県高松市古新町1番地7	2,063	2.03
株式会社技研製作所	高知県高知市布師田3948番地1	1,697	1.67
株式会社ヨンキュウ	愛媛県宇和島市築地町2丁目318番地235	1,580	1.56
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,424	1.40
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	1,102	1.08
株式会社豊和銀行	大分県大分市王子中町4番10号	1,024	1.01
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番地1	954	0.94
計	—	33,176	32.77

(注) 1. 上記の信託銀行所有議決権数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 2,842個

2. 上記①所有株式数別に記載している株式会社ヨンキュウ所有のうち50千株および株式会社技研製作所所有のうち30千株は第2種優先株式であり、議決権を有しておりません。なお、第2種優先株式の内容については、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

3. 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第2種優先株式 680,000	—	(注) 1
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 51,600	—	当行保有の普通株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 10,121,600	101,216	(注) 2
単元未満株式	普通株式 71,600	—	一単元 (100株) 未満の株式 (注) 3
発行済株式総数	10,924,800	—	—
総株主の議決権	—	101,216	—

(注) 1. 第2種優先株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」に記載しております。

2. 「完全議決権株式 (その他)」には、業績連動型株式報酬制度に関する株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当行株式53千株 (議決権538個) が含まれております。なお、当該議決権の数538個は、議決権不行使となっております。

3. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が34株含まれております。

② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社高知銀行	高知県高知市堺町2番24号	51,600	—	51,600	0.47
計	—	51,600	—	51,600	0.47

(注) 業績連動型株式報酬制度導入のため設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当行株式53千株は、上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	※ 4 95,757	※ 4 91,257
金銭の信託	1,003	1,007
有価証券	※ 1, ※ 2, ※ 4, ※ 8 283,915	※ 1, ※ 2, ※ 4, ※ 8 310,946
貸出金	※ 2, ※ 3, ※ 5 745,537	※ 2, ※ 3, ※ 5 732,403
外国為替	※ 2 705	※ 2 865
リース債権及びリース投資資産	6,630	6,520
その他資産	※ 2, ※ 4 11,656	※ 2, ※ 4 11,050
有形固定資産	※ 6, ※ 7 15,669	※ 6, ※ 7 15,598
無形固定資産	713	717
退職給付に係る資産	656	762
繰延税金資産	1,698	1,551
支払承諾見返	※ 2 1,794	※ 2 2,061
貸倒引当金	△12,245	△12,661
資産の部合計	1,153,492	1,162,081
負債の部		
預金	※ 4 998,737	※ 4 1,015,679
譲渡性預金	32,900	17,200
借入金	※ 4 54,464	※ 4 58,791
外国為替	2	—
その他負債	※ 4 9,187	※ 4 10,434
賞与引当金	417	413
退職給付に係る負債	30	31
睡眠預金払戻損失引当金	91	79
株式報酬引当金	61	29
繰延税金負債	135	125
再評価に係る繰延税金負債	※ 6 1,512	※ 6 1,557
支払承諾	1,794	2,061
負債の部合計	1,099,333	1,106,404
純資産の部		
資本金	15,444	15,444
資本剰余金	10,307	10,291
利益剰余金	30,566	30,573
自己株式	△206	△131
株主資本合計	56,111	56,177
その他有価証券評価差額金	△8,459	△6,990
土地再評価差額金	※ 6 3,134	※ 6 3,089
退職給付に係る調整累計額	△112	△104
その他の包括利益累計額合計	△5,437	△4,005
新株予約権	28	2
非支配株主持分	3,456	3,501
純資産の部合計	54,158	55,676
負債及び純資産の部合計	1,153,492	1,162,081

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
経常収益	12,276	13,620
資金運用収益	6,752	7,622
(うち貸出金利息)	4,849	5,371
(うち有価証券利息配当金)	1,843	2,064
役務取引等収益	1,354	1,225
その他業務収益	3,132	3,579
その他経常収益	※1 1,038	※1 1,192
経常費用	10,858	12,914
資金調達費用	218	1,187
(うち預金利息)	198	1,006
役務取引等費用	730	743
その他業務費用	3,770	3,934
営業経費	※2 5,908	※2 5,965
その他経常費用	※3 231	※3 1,083
経常利益	1,418	705
特別損失	33	61
固定資産処分損	2	61
減損損失	※4 30	—
税金等調整前中間純利益	1,385	644
法人税、住民税及び事業税	313	270
法人税等調整額	73	107
法人税等合計	387	377
中間純利益	997	266
非支配株主に帰属する中間純利益	47	47
親会社株主に帰属する中間純利益	950	218

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
中間純利益	997	266
その他の包括利益	△1,844	1,431
其他有価証券評価差額金	△1,838	1,468
土地再評価差額金	—	△44
退職給付に係る調整額	△5	7
中間包括利益	△846	1,698
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△864	1,650
非支配株主に係る中間包括利益	17	47

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,444	10,307	30,067	△169	55,648
当中間期変動額					
剰余金の配当			△212		△212
親会社株主に帰属する中間純利益			950		950
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		—		—	—
土地再評価差額金の取崩			11		11
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	750	△0	750
当中間期末残高	15,444	10,307	30,817	△169	56,399

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△224	3,146	53	2,975	28	3,308	61,961
当中間期変動額							
剰余金の配当							△212
親会社株主に帰属する中間純利益							950
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							—
土地再評価差額金の取崩							11
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,809	△11	△5	△1,826	—	14	△1,812
当中間期変動額合計	△1,809	△11	△5	△1,826	—	14	△1,062
当中間期末残高	△2,034	3,134	48	1,148	28	3,323	60,899

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,444	10,307	30,566	△206	56,111
当中間期変動額					
剰余金の配当			△211		△211
親会社株主に帰属する中間純利益			218		218
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△15		75	59
土地再評価差額金の取崩			—		—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	△15	6	75	66
当中間期末残高	15,444	10,291	30,573	△131	56,177

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△8,459	3,134	△112	△5,437	28	3,456	54,158
当中間期変動額							
剰余金の配当							△211
親会社株主に帰属する中間純利益							218
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							59
土地再評価差額金の取崩							—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,469	△44	7	1,432	△25	45	1,451
当中間期変動額合計	1,469	△44	7	1,432	△25	45	1,517
当中間期末残高	△6,990	3,089	△104	△4,005	2	3,501	55,676

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,385	644
減価償却費	456	415
減損損失	30	—
負ののれん償却額	△8	—
貸倒引当金の増減 (△)	△203	415
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6	△3
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△89	△94
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1	1
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△3	△11
株式報酬引当金の増減額 (△は減少)	4	△32
資金運用収益	△6,752	△7,622
資金調達費用	218	1,187
有価証券関係損益 (△)	△131	△185
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	68	△3
固定資産処分損益 (△は益)	2	61
貸出金の純増 (△) 減	10,431	13,134
預金の純増減 (△)	△10,350	16,942
譲渡性預金の純増減 (△)	5,800	△15,700
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	8,527	4,327
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△708	△1,300
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△279	△160
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△1	△2
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△191	85
資金運用による収入	6,955	7,465
資金調達による支出	△138	△754
その他	6,044	1,092
小計	21,075	19,901
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△61	104
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,013	20,005
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△47,277	△84,543
有価証券の売却による収入	21,769	10,678
有価証券の償還による収入	16,161	48,620
有形固定資産の取得による支出	△137	△261
有形固定資産の売却による収入	0	8
有形固定資産の除却による支出	—	△44
無形固定資産の取得による支出	△79	△84
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,563	△25,626

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△212	△211
非支配株主への配当金の支払額	△3	△2
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の売却による収入	—	34
財務活動によるキャッシュ・フロー	△215	△180
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	11,234	△5,800
現金及び現金同等物の期首残高	62,580	94,306
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 73,814	※1 88,506

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

株式会社高銀ビジネス

オーシャンリース株式会社

株式会社高知カード

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社 2社

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合 2号

株式会社地域商社 こうち

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用の非連結子会社 2社

こうぎん地域協働投資事業有限責任組合 2号

株式会社地域商社 こうち

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 4社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：39年～50年

その他：5年～10年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先：貸出条件に問題がある債務者、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

要管理先：要注意先のうち、条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有する債務者

正常先：業績が良好で財務状況にも特段の問題がない債務者

①破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、次のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,280百万円（前連結会計年度末は2,373百万円）であります。

②破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

③上記②以外の破綻懸念先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に予想損失率を乗じた額を貸倒引当金として計上しております。なお、予想損失率については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率と景気循環サイクル等を勘案した損失率を比較し、将来見込み等を考慮して算定しております。

④上記②以外の要管理先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をもとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

⑤正常先及び要注意先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をもとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 貸倒引当金の算定におけるグルーピング

上記の債務者区分に加えて、正常先は2区分（遠隔の特定地域の正常先のうち信用格付が低位の先（特定地域の正常先）、それ以外の正常先）、要注意先は3区分（経営改善計画等により債務者区分の判定を行っている債務者（計画要注意先）、遠隔の特定地域の要注意先（特定地域の要注意先）、それ以外の要注意先）にそれぞれグルーピングしております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

破綻懸念先、要管理先及び要注意先のうち計画要注意先は3年、それ以外の要注意先（特定地域の要注意先を含む）及び正常先は1年としております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積み、必要と認める額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当行の取締役（社外取締役を除く）への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 重要な収益及び費用の計上基準

当行グループの顧客との契約から生じる収益は、主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されており、顧客への役務提供時点等において当行グループの履行義務が充足されると判断しており、当該時点等で収益を認識しております。

また、ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準（貸手側）については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 負ののれんの償却方法及び償却期間

20年間の定額法により償却を行っております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(15) 投資信託の解約・償還損益

投資信託の解約・償還損益は、銘柄ごとに集計し、益の場合は「有価証券利息配当金」、損の場合は「その他業務費用」中の国債等債券償還損にて計上しております。

(16) 株式配当金

株式の配当金は、その支払を受けた日の属する連結会計年度に計上しております。

(17) 外貨建その他有価証券の換算差額の処理

外貨建その他有価証券の換算差額は、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当行は、2017年度より、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当行の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象に、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。なお、新規に新株予約権の付与は行わないこととしております。

1. 取引の概要

本制度は、当行が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」という。）が当行株式を取得し、各取締役に対して当行が定める株式交付規程に従い、業績達成度等一定の基準に応じて当行が付与するポイントの数に相当する当行株式及び当行株式に代わる金銭が、本信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は前連結会計年度末において85百万円、89千株、当中間連結会計期間末において51百万円、53千株であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2025年 3 月31 日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30 日)
株式	200百万円	200百万円
組合出資金	262百万円	257百万円

※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2025年 3 月31 日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30 日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,557百万円	4,525百万円
危険債権額	26,491百万円	25,263百万円
要管理債権額	627百万円	778百万円
三月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	627百万円	778百万円
小計額	30,677百万円	30,566百万円
正常債権額	744,508百万円	729,746百万円
合計額	775,185百万円	760,313百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2025年 3 月31 日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30 日)
1,961百万円	1,284百万円

※4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	87,743百万円	81,792百万円
計	87,743百万円	81,792百万円
担保資産に対応する債務		
預金	544百万円	463百万円
借入金	51,000百万円	56,000百万円
その他負債	36百万円	16百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
有価証券	6,931百万円	6,915百万円
現金預け金	18百万円	18百万円

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金、敷金保証金及びその他の保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
中央清算機関差入証拠金	1,500百万円	1,500百万円
敷金保証金	255百万円	251百万円
その他の保証金	1,017百万円	1,018百万円

※5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
融資未実行残高	177,836百万円	182,952百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	176,562百万円	180,835百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
5,053百万円	5,049百万円

※7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
減価償却累計額	16,855百万円	16,997百万円

※8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
13,830百万円	12,580百万円

(中間連結損益計算書関係)

※ 1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
株式等売却益	814百万円	940百万円
償却債権取立益	19百万円	181百万円
金銭の信託運用益	—	3百万円
貸倒引当金戻入益	95百万円	—

※ 2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料・手当	3,089百万円	3,145百万円
計算委託料	598百万円	602百万円

※ 3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
貸倒引当金繰入額	—	577百万円
株式等売却損	70百万円	228百万円
貸出金償却	8百万円	167百万円
株式等償却	24百万円	63百万円
金銭の信託運用損	68百万円	—

※ 4. 営業キャッシュ・フローの減少、店舗統廃合の意思決定及び継続的な地価の下落等により、以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

			前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
地域	主な用途	種類	減損損失	減損損失
愛媛県内	営業店舗	土地	17百万円	—
		建物	13百万円	—

当行の資産のグルーピングについては、稼働資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。また、連結子会社については各社を1つの資産グループとしております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額によっており、不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,244	—	—	10,244	
第2種優先株式	680	—	—	680	
合 計	10,924	—	—	10,924	
自己株式					
普通株式	125	0	—	125	(注) 1, 2
合 計	125	0	—	125	

(注) 1. 自己株式における普通株式の当中間連結会計期間末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式47千株が含まれております。

2. 自己株式における普通株式の増加株式数0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結会計期間 減少	当中間連結 会計期間末	
当行	ストック・オプション としての新株予約権		—			28	
合 計			—			28	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	152	15.00	2024年3月31日	2024年6月26日
	第2種優先株式	59	87.50	2024年3月31日	2024年6月26日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（2024年3月31日基準日：47千株）に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	101	利益剰余金	10.00	2024年9月30日	2024年12月6日
	第2種優先株式	59	利益剰余金	87.50	2024年9月30日	2024年12月6日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（2024年9月30日基準日：47千株）に対する配当金0百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,244	—	—	10,244	
第2種優先株式	680	—	—	680	
合 計	10,924	—	—	10,924	
自己株式					
普通株式	167	0	62	105	(注) 1, 2
合 計	167	0	62	105	

(注) 1. 自己株式における普通株式の当中間連結会計期間末株式数には、株式交付信託が保有する当行株式53千株が含まれております。

2. 自己株式における普通株式の増加株式数0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。また、減少株式数62千株は、株式交付信託の処分35千株、ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡26千株による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権	—				2	
合 計		—				2	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	152	15.00	2025年3月31日	2025年6月26日
	第2種優先株式	59	87.50	2025年3月31日	2025年6月26日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（2025年3月31日基準日：89千株）に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年11月11日 取締役会	普通株式	101	利益剰余金	10.00	2025年9月30日	2025年12月5日
	第2種優先株式	59	利益剰余金	87.50	2025年9月30日	2025年12月5日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当行株式（2025年9月30日基準日：53千株）に対する配当金0百万円が含まれております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月 30 日)
現金預け金勘定	76,458百万円	91,257百万円
普通預け金	△2,342百万円	△2,436百万円
定期預け金	△168百万円	△168百万円
その他預け金	<u>△133百万円</u>	<u>△147百万円</u>
現金及び現金同等物	<u>73,814百万円</u>	<u>88,506百万円</u>

(リース取引関係)

(借手側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月 30 日)
1 年内	24	24
1 年超	285	272
合 計	310	297

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	1,003	1,003	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	281,630	281,630	—
(3) 貸出金	745,537		
貸倒引当金（＊1）	△11,839		
	733,698	724,856	△8,841
資産計	1,016,333	1,007,491	△8,841
(1) 預金	998,737	998,681	△55
(2) 譲渡性預金	32,900	32,900	—
(3) 借入金	54,464	54,399	△65
負債計	1,086,101	1,085,980	△120

(＊1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 金銭の信託	1,007	1,007	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	11,262	11,150	△112
その他有価証券	297,434	297,434	—
(3) 貸出金	732,403		
貸倒引当金（＊1）	△12,223		
	720,180	711,371	△8,809
資産計	1,029,884	1,020,963	△8,921
(1) 預金	1,015,679	1,015,451	△228
(2) 譲渡性預金	17,200	17,200	—
(3) 借入金	58,791	58,746	△44
負債計	1,091,671	1,091,398	△272

(＊1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 市場価格のない株式及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
非上場株式(*1) (*2)	1,407	1,406
組合出資金(*3)	877	842

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度における非上場株式についての減損処理額はありません。
当中間連結会計期間における非上場株式についての減損処理額は0百万円であります。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,003	—	1,003
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	21,972	2,938	—	24,910
社債	—	171,740	13,629	185,370
株式	16,041	—	—	16,041
その他	12,980	38,132	4,194	55,307
資産計	50,995	213,814	17,824	282,634

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	1,007	—	1,007
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	27,158	3,419	—	30,577
社債	—	170,951	12,353	183,304
株式	18,763	—	—	18,763
その他	13,809	45,536	5,443	64,789
資産計	59,731	220,913	17,797	298,441

- (2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
貸出金	—	—	724,856	724,856
資産計	—	—	724,856	724,856
預金	—	998,681	—	998,681
譲渡性預金	—	32,900	—	32,900
借入金	—	54,399	—	54,399
負債計	—	1,085,980	—	1,085,980

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

(単位: 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	947	—	947
社債	—	10,202	—	10,202
貸出金	—	—	711,371	711,371
資産計	—	11,150	711,371	722,521
預金	—	1,015,451	—	1,015,451
譲渡性預金	—	17,200	—	17,200
借入金	—	58,746	—	58,746
負債計	—	1,091,398	—	1,091,398

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、主にレベル2に分類しております。

有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くこと等により、現在価値を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。個人ローン等は、商品ごとのキャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル3に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、定期預金は新規に預金を受け入れる際に使用する利率、譲渡性預金はスワップ金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をスワップ金利及び同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	割引現在価値法	割引率	1.501% - 4.561%	1.717%

当中間連結会計期間(2025年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	割引現在価値法	割引率	1.642% - 5.790%	1.878%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期損益に認識した評価損益
前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち連結貸借 対照表日において保 有する金融資産及び 金融負債の評価損益
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	16,062	30	△73	△2,390	—	—	13,629	—
その他	4,227	△15	△17	—	—	—	4,194	—

(*1) 連結損益計算書に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル3 の時価へ の振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計上し た額のうち中間連結 貸借対照表日におい て保有する金融資産 及び金融負債の評価 損益
		損益に 計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	13,629	△49	23	△1,250	—	—	12,353	—
その他	4,194	△8	9	1,247	—	—	5,443	—

(*1) 中間連結損益計算書に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループは時価の算定に関する方針及び手続に従い、各取引部門が時価を算定・検証しております。時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率

割引率はスワップ金利等に信用スプレッドを上乗せした利率で算定しております。

信用スプレッドは、格付別に過去の取引先の倒産実績をもとに算定した倒産確率を用いて算定しており、倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		—	—	—

当中間連結会計期間 (2025年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの	地方債	962	947	△14
	社債	10,300	10,202	△97
	小計	11,262	11,150	△112
合計		11,262	11,150	△112

2. その他有価証券

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	11,912	6,898	5,014
	債券	8,737	8,524	213
	国債	3,106	3,029	76
	地方債	1,024	1,010	14
	短期社債	—	—	—
	社債	4,607	4,484	122
	その他	14,387	12,412	1,975
	外国債券	3,269	3,247	21
	小計	35,037	27,835	7,202
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	4,129	4,735	△606
	債券	201,543	214,033	△12,489
	国債	18,866	19,860	△993
	地方債	1,913	2,000	△86
	短期社債	—	—	—
	社債	180,762	192,173	△11,410
	その他	40,919	43,110	△2,190
	外国債券	26,730	27,115	△385
	小計	246,592	261,879	△15,287
合計		281,630	289,715	△8,084

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	16,392	9,692	6,699
	債券	7,711	7,538	173
	国債	3,080	3,023	56
	地方債	1,017	1,007	9
	短期社債	—	—	—
	社債	3,614	3,507	106
	その他	24,054	21,170	2,883
	外国債券	7,824	7,725	98
	小計	48,157	38,400	9,756
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,370	2,587	△216
	債券	206,170	221,007	△14,836
	国債	24,078	25,300	△1,222
	地方債	2,401	2,500	△98
	短期社債	6,994	6,994	△0
	社債	172,696	186,211	△13,515
	その他	40,735	42,027	△1,292
	外国債券	30,322	30,750	△428
	小計	249,276	265,622	△16,345
合計		297,434	304,023	△6,588

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、212百万円（うち、株式212百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、49百万円（うち、社債49百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として、銘柄ごとに次のとおり定めております。

① 時価が取得原価に対して50%以上下落している場合

② 時価が取得原価に対して30%以上50%未満下落し、かつ発行会社の業績推移等を勘案した一定の基準に該当した場合

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	△8,052
その他有価証券	△8,052
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	186
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△8,238
(△) 非支配株主持分相当額	220
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△8,459

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券等に係る評価差額32百万円を含めております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

	金額（百万円）
評価差額	△6,558
その他有価証券	△6,558
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	211
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△6,770
(△) 非支配株主持分相当額	220
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△6,990

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券等に係る評価差額30百万円を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2025年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	3,785	—	4	4
	買建	178	—	△2	△2
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2025年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	6,156	—	△148	△148
	買建	96	—	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△148	△148

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

（3）株式関連取引

該当事項はありません。

（4）債券関連取引

該当事項はありません。

（5）商品関連取引

該当事項はありません。

（6）クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
預金・貸出業務	119	—	—	119	—	119
為替業務	255	—	—	255	—	255
証券関連業務	315	—	—	315	—	315
その他	310	—	168	478	—	478
顧客との契約から生じる収益	1,001	—	168	1,169	—	1,169
その他の収益	8,518	2,572	16	11,107	—	11,107
外部顧客に対する経常収益（注）	9,519	2,572	184	12,276	—	12,276

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
預金・貸出業務	118	—	—	118	—	118
為替業務	263	—	—	263	—	263
証券関連業務	190	—	—	190	—	190
その他	259	—	177	436	—	436
顧客との契約から生じる収益	831	—	177	1,008	—	1,008
その他の収益	9,027	3,568	16	12,613	△1	12,611
外部顧客に対する経常収益（注）	9,858	3,568	194	13,621	△1	13,620

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っており、顧客との契約から生じる収益は主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されております。

①預金・貸出業務

預金・貸出業務における主な収益は、口座振替手数料であり、振替の完了時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

②為替業務

為替業務における主な収益は、振込手数料であり、振込の完了時点で履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。

③証券関連業務

証券業務における主な収益は、投信販売手数料及び投信取扱報酬手数料であり、投信販売手数料については、顧客へ販売完了時点において履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、投信取扱報酬手数料については、各投資信託の決算時等に当行グループの取扱いに係る信託財産の純資産総額が確定したとき等に収益を認識しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社4社で構成されており、銀行業務を中心に、リース業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」「リース業」及び「クレジットカード業」の3つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のオーシャンリース株式会社において、リース業務等を行っております。

「クレジットカード業」は、連結子会社の株式会社高知カードにおいて、クレジットカード業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	9,519	2,572	184	12,276	—	12,276
セグメント間の内部経常収益	22	38	1	61	△61	—
計	9,541	2,611	185	12,338	△61	12,276
セグメント利益	1,289	126	6	1,422	△3	1,418
セグメント資産	1,140,970	12,375	3,050	1,156,396	△4,892	1,151,503
セグメント負債	1,085,457	7,820	1,925	1,095,203	△4,599	1,090,603
その他の項目						
減価償却費	408	40	—	448	7	456
資金運用収益	6,739	15	13	6,769	△17	6,752
資金調達費用	209	24	0	233	△14	218
特別利益	—	—	—	—	—	—
特別損失	33	—	—	33	—	33
（減損損失）	30	—	—	30	—	30
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	220	—	—	220	4	225

（注） 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 調整額は、次のとおりであります。

- （1）セグメント利益の調整額△3百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
- （2）セグメント資産の調整額△4,892百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （3）セグメント負債の調整額△4,599百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （4）減価償却費の調整額7百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
- （5）資金運用収益の調整額△17百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （6）資金調達費用の調整額△14百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- （7）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額4百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	9,858	3,568	194	13,621	△1	13,620
セグメント間の内部経常収益	30	46	1	78	△78	—
計	9,888	3,615	195	13,699	△79	13,620
セグメント利益	575	133	0	709	△3	705
セグメント資産	1,151,959	11,319	3,290	1,166,569	△4,487	1,162,081
セグメント負債	1,101,977	6,517	2,103	1,110,598	△4,193	1,106,404
その他の項目						
減価償却費	369	40	—	409	5	415
資金運用収益	7,611	16	12	7,640	△17	7,622
資金調達費用	1,177	25	0	1,203	△15	1,187
特別利益	—	—	—	—	—	—
特別損失	62	0	—	62	△0	61
（減損損失）	—	—	—	—	—	—
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	400	0	—	400	12	412

（注） 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 調整額は、次のとおりであります。

- (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額△1百万円は、「リース業」の貸倒引当金戻入額であります。
- (2) セグメント利益の調整額△3百万円は、セグメント間取引消去等によるものであります。
- (3) セグメント資産の調整額△4,487百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (4) セグメント負債の調整額△4,193百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (5) 減価償却費の調整額5百万円は、グループ内のリース取引に伴い発生した減価償却費であります。
- (6) 資金運用収益の調整額△17百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (7) 資金調達費用の調整額△15百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
- (8) 特別損失の調整額△0百万円は、グループ内のリース取引における固定資産処分損の増加額であります。
- (9) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額12百万円は、グループ内のリース取引における有形固定資産の増加額であります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	4,849	3,241	2,536	1,649	12,276

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	5,371	3,042	3,535	1,669	13,620

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
減損損失	30	－	－	30	－	30

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業	計		
減損損失	－	－	－	－	－	－

【報告セグメントごとの負ののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業		
当中間期償却額	－	8	－	－	8
当中間期末残高	－	8	－	－	8

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	クレジット カード業		
当中間期償却額	－	－	－	－	－
当中間期末残高	－	－	－	－	－

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	4,347円89銭	4,469円01銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当中間連結会計期間における株式数は53千株（前連結会計年度 89千株）であります。

2. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2025年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2025年 9 月30日)
1 株当たり純資産額			
純資産の部の合計額	百万円	54,158	55,676
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	10,344	10,363
（うち新株予約権）	百万円	28	2
（うち非支配株主持分）	百万円	3,456	3,501
（うち優先株式）	百万円	6,800	6,800
（うち優先配当額）	百万円	59	59
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額	百万円	43,814	45,312
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数	千株	10,077	10,139

2. 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益	円	88.05	15.74
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	950	218
普通株主に帰属しない金額	百万円	59	59
うち中間優先配当額	百万円	59	59
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	891	159
普通株式の期中平均株式数	千株	10,119	10,103
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	円	57.30	11.72
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	59	59
普通株式増加数	千株	6,468	8,536
うち優先株式	千株	6,439	8,521
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当行の株式は、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当中間連結会計期間において78千株（前中間連結会計期間 47千株）であります。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年 9 月 30 日)
資産の部		
現金預け金	※ 4 95,599	※ 4 91,096
金銭の信託	1,003	1,007
有価証券	※ 1, ※ 2, ※ 4, ※ 6 283,632	※ 1, ※ 2, ※ 4, ※ 6 310,658
貸出金	※ 2, ※ 3, ※ 5 748,907	※ 2, ※ 3, ※ 5 735,821
外国為替	※ 2 705	※ 2 865
その他資産	4,291	4,295
その他の資産	※ 2, ※ 4 4,291	※ 2, ※ 4 4,295
有形固定資産	15,559	15,487
無形固定資産	670	682
前払年金費用	818	913
繰延税金資産	1,652	1,509
支払承諾見返	※ 2 1,794	※ 2 2,061
貸倒引当金	△11,936	△12,348
資産の部合計	1,142,700	1,152,050
負債の部		
預金	※ 4 999,797	※ 4 1,016,680
譲渡性預金	32,900	17,200
借入金	※ 4 51,376	※ 4 56,378
外国為替	2	—
その他負債	6,435	7,917
未払法人税等	91	238
リース債務	30	15
その他の負債	※ 4 6,313	※ 4 7,662
賞与引当金	403	399
睡眠預金払戻損失引当金	91	79
株式報酬引当金	61	29
再評価に係る繰延税金負債	1,512	1,557
支払承諾	1,794	2,061
負債の部合計	1,094,374	1,102,302

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
純資産の部		
資本金	15,444	15,444
資本剰余金	10,309	10,294
資本準備金	7,651	7,651
その他資本剰余金	2,658	2,643
利益剰余金	28,139	28,104
利益準備金	1,438	1,480
その他利益剰余金	26,700	26,623
圧縮記帳積立金	237	234
繰越利益剰余金	26,463	26,389
自己株式	△206	△131
株主資本合計	53,686	53,711
その他有価証券評価差額金	△8,523	△7,056
土地再評価差額金	3,134	3,089
評価・換算差額等合計	△5,389	△3,967
新株予約権	28	2
純資産の部合計	48,325	49,747
負債及び純資産の部合計	1,142,700	1,152,050

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日)
経常収益	9,542	9,889
資金運用収益	6,739	7,611
(うち貸出金利息)	4,854	5,379
(うち有価証券利息配当金)	1,825	2,045
役務取引等収益	1,191	1,060
その他業務収益	591	39
その他経常収益	※ 1 1,020	※ 1 1,178
経常費用	8,259	9,318
資金調達費用	209	1,177
(うち預金利息)	198	1,006
役務取引等費用	635	645
その他業務費用	1,414	606
営業経費	※ 2 5,765	※ 2 5,805
その他経常費用	※ 3 234	※ 3 1,083
経常利益	1,282	570
特別損失	33	62
税引前中間純利益	1,249	508
法人税、住民税及び事業税	277	214
法人税等調整額	67	116
法人税等合計	345	331
中間純利益	903	177

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	15, 444	7, 651	2, 658	10, 309	1, 363	237	26, 109	27, 710
当中間期変動額								
剰余金の配当					42		△254	△212
中間純利益							903	903
自己株式の取得								
自己株式の処分			－	－				
圧縮記帳積立金の取崩						－	－	－
土地再評価差額金の取崩							11	11
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	42	－	661	703
当中間期末残高	15, 444	7, 651	2, 658	10, 309	1, 406	237	26, 770	28, 414

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△169	53,294	△239	3,146	2,907	28	56,230
当中間期変動額							
剰余金の配当		△212					△212
中間純利益		903					903
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	—	—					—
圧縮記帳積立金の取崩		—					—
土地再評価差額金の取崩		11					11
株主資本以外の項目の当中間期 変動額（純額）			△1,792	△11	△1,804	—	△1,804
当中間期変動額合計	△0	703	△1,792	△11	△1,804	—	△1,101
当中間期末残高	△169	53,998	△2,032	3,134	1,102	28	55,129

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	15,444	7,651	2,658	10,309	1,438	237	26,463	28,139
当中間期変動額								
剰余金の配当					42		△254	△211
中間純利益							177	177
自己株式の取得								
自己株式の処分			△15	△15				
圧縮記帳積立金の取崩						△3	3	－
土地再評価差額金の取崩							－	－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	△15	△15	42	△3	△73	△34
当中間期末残高	15,444	7,651	2,643	10,294	1,480	234	26,389	28,104

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△206	53,686	△8,523	3,134	△5,389	28	48,325
当中間期変動額							
剰余金の配当		△211					△211
中間純利益		177					177
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	75	59					59
圧縮記帳積立金の取崩		－					－
土地再評価差額金の取崩		－					－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			1,466	△44	1,422	△25	1,396
当中間期変動額合計	75	25	1,466	△44	1,422	△25	1,421
当中間期末残高	△131	53,711	△7,056	3,089	△3,967	2	49,747

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：39年～50年

その他：5年～10年

- (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先：貸出条件に問題がある債務者、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

要管理先：要注意先のうち、条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有する債務者

正常先：業績が良好で財務状況にも特段の問題がない債務者

①破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、次のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,280百万円（前事業年度末は2,373百万円）であります。

②破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

- ③上記②以外の破綻懸念先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に予想損失率を乗じた額を貸倒引当金として計上しております。なお、予想損失率については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率と景気循環サイクル等を勘案した損失率を比較し、将来見込み等を考慮して算定しております。
- ④上記②以外の要管理先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をもとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- ⑤正常先及び要注意先に係る債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づいた損失率をもとに、将来見込み等を考慮した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 貸倒引当金の算定におけるグルーピング

上記の債務者区分に加えて、正常先は2区分（遠隔の特定地域の正常先のうち信用格付が低位の先（特定地域の正常先）、それ以外の正常先）、要注意先は3区分（経営改善計画等により債務者区分の判定を行っている債務者（計画要注意先）、遠隔の特定地域の要注意先（特定地域の要注意先）、それ以外の要注意先）にそれぞれグルーピングしております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

破綻懸念先、要管理先及び要注意先のうち計画要注意先は3年、それ以外の要注意先（特定地域の要注意先を含む）及び正常先は1年としております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、当行の取締役（社外取締役を除く）への将来の当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、ポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

6. 重要な収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益は、主に「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」による役務の提供に対する収益等から構成されており、顧客への役務提供時点等において当行の履行義務が充足されると判断しており、当該時点等で収益を認識しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(3) 投資信託の解約・償還損益

投資信託の解約・償還損益は、銘柄ごとに集計し、益の場合は「有価証券利息配当金」、損の場合は「その他業務費用」中の国債等債券償還損にて計上しております。

(4) 株式配当金

株式の配当金は、その支払を受けた日の属する事業年度に計上しております。

(5) 外貨建その他有価証券の換算差額の処理

外貨建その他有価証券の換算差額は、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

(追加情報)

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

中間連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社の株式及び出資金の総額

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
株式	518百万円	518百万円
組合出資金	506百万円	495百万円

※ 2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,342百万円	4,320百万円
危険債権額	26,236百万円	25,003百万円
要管理債権額	627百万円	778百万円
三月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	627百万円	778百万円
小計額	30,206百万円	30,102百万円
正常債権額	734,560百万円	720,575百万円
合計額	764,766百万円	750,677百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
1,961百万円	1,284百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当中間会計期間 (2025年９月30日)
担保に供している資産		
有価証券	87,743百万円	81,792百万円
計	87,743百万円	81,792百万円
担保資産に対応する債務		
預金	544百万円	463百万円
借入金	51,000百万円	56,000百万円
その他の負債	36百万円	16百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当中間会計期間 (2025年９月30日)
有価証券	6,931百万円	6,915百万円
現金預け金	18百万円	18百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金、敷金保証金及びその他の保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当中間会計期間 (2025年９月30日)
中央清算機関差入証拠金	1,500百万円	1,500百万円
敷金保証金	242百万円	238百万円
その他の保証金	1,015百万円	1,016百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年３月31日)	当中間会計期間 (2025年９月30日)
融資未実行残高	179,564百万円	185,803百万円
うち原契約期間が１年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	178,291百万円	183,686百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2025年３月31日)	当中間会計期間 (2025年９月30日)
13,830百万円	12,580百万円

(中間損益計算書関係)

※ 1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月 30 日)
株式等売却益	814百万円	940百万円
償却債権取立益	19百万円	181百万円
金銭の信託運用益	—	3百万円
貸倒引当金戻入益	89百万円	—

※ 2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月 30 日)
有形固定資産	357百万円	292百万円
無形固定資産	48百万円	72百万円

※ 3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月 30 日)
貸倒引当金繰入額	—	572百万円
株式等売却損	70百万円	228百万円
貸出金償却	8百万円	167百万円
株式等償却	29百万円	68百万円
金銭の信託運用損	68百万円	—

(有価証券関係)

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 市場価格のない子会社株式等及び関連会社株式等の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
子会社株式及び出資金	1,025	1,014
関連会社株式及び出資金	—	—
合計	1,025	1,014

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2025年11月11日開催の取締役会において、第146期の中間配当につき次のとおり決議しました。

(普通株式)

中間配当金額 101百万円

1株当たりの中間配当金 10円00銭

(第2種優先株式)

中間配当金額 59百万円

1株当たりの中間配当金 87円50銭

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月20日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳範
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高知銀行及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月20日

株式会社高知銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小幡 琢哉
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 芳範
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社高知銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第146期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社高知銀行の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月21日
【会社名】	株式会社高知銀行
【英訳名】	THE BANK OF KOCHI, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 河合 祐子
【最高財務責任者の役職氏名】	_____
【本店の所在の場所】	高知県高知市堺町2番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
	株式会社高知銀行東京支店 (東京都千代田区岩本町3丁目10番7号)
	株式会社高知銀行松山支店 (愛媛県松山市南堀端町5番地5)
	株式会社高知銀行徳島支店 (徳島県徳島市東船場町2丁目32番地)
	株式会社高知銀行大阪支店 (大阪府大阪市西区北堀江1丁目1番21号)
	株式会社高知銀行高松支店 (香川県高松市築地町16番17)
(注) 松山支店、徳島支店、大阪支店及び高松支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。	

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取河合祐子は、当行の第146期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。